

「出版権」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 29(ワ)22922・平成 30 年 11 月 15 日（民 46 部）判決〈請求棄却〉

## 【キーワード】

出版権（法第 3 章）

## 【事案の概要】

### 1 事案の要旨

本件は、原告が、質問紙法人格検査（ミネソタ多面的人格目録）の日本語翻訳版につき出版権を有し、被告による書籍等（ハンドブック、質問項目記載の冊子、マークカード及び診断用ソフトウェア）の出版及び頒布が同出版権を侵害すると主張して、被告に対し、著作権法 112 条 1 項及び 2 項に基づき、同書籍等の複製及び頒布の差止め、同書籍等及びその印刷用原版の廃棄をそれぞれ求める事案である。

2 前提事実（以下の各事実については、当事者間に争いが無いが、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

#### (1) 当事者等

ア 原告（株式会社三京房）は、出版を業とする株式会社であり、心理検査の出版を専門に手がける。

イ 被告は（株式会社筑摩書房）、出版等を業とする株式会社である。

#### (2) 原告及び被告による人格検査日本語翻訳版の出版

ア ミネソタ多面的人格目録（Minnesota Multiphasic Personality Inventory, 以下「MMP I」という。）は、昭和 14〔1939〕年、アメリカ合衆国の心理学者 S.R.Hathaway 及び精神科医 J.C.Mckinley によって考案された質問紙法的人格検査である。MMP I は、人間生活の様々な局面に関連する 550 項目の英文の質問（重複を含めれば 566 項目）から構成されていて、その回答を分析することによって、人格の成熟度や社会適応度、精神障害の病名や重症度を判定する目安とすることができる（乙 1、争いのない事実）。

イ MMP I については、昭和 25 年に日本女子大学等の研究者が中心となり日本女子大学版と呼ばれる翻訳がされ、その後、昭和 28 年に九州大学医学部の臨床心理研究部会により九大版と呼ばれる翻訳がされたり、昭和 30 年に東京大学の研究者により東大版と呼ばれる翻訳がされたりするなど、複数の翻訳が出された。（乙 1、4）

ウ 原告は、昭和 44 年 3 月 21 日、日本 MMP I 研究会編「日本版 MMP I ハンドブック」及び英語から日本語に翻訳された MMP I の質問が掲載された「日本版 MMP I 質問票」（以下、これらを併せて「旧三京房版」とい

う。)を出版した。A(以下「A」という。)は、日本MMP I研究会の会長であり、上記「日本版MMP I質問票」に、その構成を行った者として記載されていた(甲21, 24, 乙6)。

旧三京房版は、平成2年ないし平成3年当時、日本国内において、MMP Iの事実上の標準として使用されていた(甲3, 乙2の3, 4)。

エ 原告は、平成5年10月1日、MMP I新日本版研究会編「新日本版MMP Iマニュアル」及び英語から日本語に翻訳されたMMP Iの質問が掲載された「質問票」(以下、これらを併せて「新日本版」という。)を出版した(甲9, 13, 40, 乙13)。

オ 被告は、平成29年4月1日、B及びC(以下「Bら」という。)共著による、別紙目録記載の書籍である「MMP I-1/MINI/MINI-124ハンドブック改訂版」, 「MMP I-1性格検査, 同回答用マークカード」, 「MINI性格検査, 同回答用マークカード」, 「MINI-124性格検査, 同回答用マークカード」及びソフトウェア「MMP I-1性格検査自動診断システム」(以下、これらを併せて「本件出版物」という。)を出版した。

本件出版物には、いずれも英語から日本語に翻訳されたMMP Iの質問が掲載されている(甲3ないし8。以下、本件出版物中のこれらの質問が記載された部分について、「本件出版物の質問票」ということがある。)

### 3 争点

- (1) 著作権の存否及び対象物
- (2) 被告による著作権侵害行為の有無

#### 【判断】

##### 1 争点(2)(被告による著作権侵害行為の有無)について

事案に鑑み、争点(2)から判断する。

(1) 著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その著作権の目的である著作物を、原作のまま印刷その他の機械的又は科学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有し(著作権法80条1項1号)、被告が、原告の著作権を侵害したというためには、被告が、頒布の目的をもって、その著作権の目的である著作物を複製したことが必要である。また、原告が著作権を有する著作物について、被告が本件出版物において複製したというためには、本件出版物が、被告によって、原告が著作権を有する著作物に依拠して作成されたことを要する。

原告は、本件においてAを著作者とする著作物の著作権侵害を主張するところ、本件出版物の質問票における質問の表現と新日本版の質問票における質問の表現とを比較し、その類似性に基づいて上記著作権侵害を主張しており、本件出版物の質問票に記載された質問が、新日本版の質問票に記載された質問に依拠して作成され、本件出版物の質問票が、原告が著作権を有する新日本版の

質問票を複製していると主張していると解され（前記4(2)の原告の主張），まず，この点について判断する。

(2) 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の各事実を認めることができる。

ア Bらは，昭和63年10月10日，日本心理学会第52回大会において，「MMP I 自動診断システム（1）翻訳，標準化，および，実施プログラム」と題する発表を行った。

この発表において，Bらは，旧三京房版におけるMMP Iの質問の翻訳には多数の誤訳などの問題が存在し，これが日本においてMMP Iが活用されていない原因であるから，MMP Iの質問の翻訳と標準化をやり直すべきであると考え，Bがまず翻訳の下訳を作成し，それにEとCがそれぞれ手を加えた2種類の訂正原稿を比較しながら，3名で最終原稿をまとめたと発表した（以下，この翻訳を「Bら新訳」という。）。また，Bらは，Bら新訳につき，標準化作業を継続中であると発表した。（乙2の1，乙4，10）

なお，心理検査は測定値（得点）によって特定の性格特性を測定するが，その測定値（得点）に基づいて測定事項を正しく判断するためには，個人が所属する準拠集団ごとに，当該心理検査を相当数の被験者に対して実施したデータを集積し，得点の分布を調べ，当該心理検査の測定値（得点）を解析する基準（尺度）を明らかにする作業が必要であり，これを標準化という。

（甲3）

イ Bらは，昭和63年12月15日発行の「なぞときロールシャッハロールシャッハ・システムの案内と展望」において，昭和62年11月7日当時には，Bら新訳は完成していなかったこと，昭和63年6月当時にはBら新訳に基づく検査を実施したことを記載した（乙9）。

ウ Bらは，平成元年11月30日の同学会第53回大会において「MMP I 自動診断システム（2）暫定的標準化と自動解釈について」と題する発表を行った。この発表において，Bらは，Bら新訳は翻訳の誤りが多い旧三京房版とはほとんど一致しないこと，及びBら新訳について標準化作業を継続中であることを発表した。（乙2の2）

エ Bらは，平成2年11月30日の同学会第53回大会において「MMP I 自動診断システム（3）新版，三京房版，メイヨウ新基準との比較」と題する発表を行った。この発表において，Bらは，Bら新訳につき標準化作業を行い，「現在までに参加した被験者は男性113名，女性156名である。」と発表した。（乙2の3）

オ Bらは，平成4年3月25日，Bら新訳を付録として付した「コンピュータ心理診断法MINI，MMP I-1自動診断システムへの招待」と題する書籍を出版した（乙4）。

カ 平成13年1月1日発行のF編著「国際的質問紙法心理テストMMP I-2とMMP I-Aの研究 Minnesota Multiphasic Personality Inventory 2 & A

Study（北里大学看護学部精神保健学教授平成12年3月退任記念論集）」には、MMP Iには旧三京房版も含めて15種類の翻訳があったが、それらには誤訳があるほか恣意的な意識などの疑問点があった旨の記載があり、また、「1992年（判決注：平成4年）：富山大学のBらが、これ等の疑問点を訂正する形のMMP I-1新訳版を作成。」との記載があり、また、「1993年（判決注：平成5年）：Dらがこれまでの翻訳を修正し、再標準化しMMP I-1新日本版を作成。」との記載がある（乙1）。

キ Bらは、平成18年、Bら新訳の質問項目92の「看護婦」との訳語について、「看護師」と変更した（乙7，10〔17頁〕）。

ク 被告は、平成29年、Bら新訳のうち上記キの部分を変更した質問が掲載された本件出版物を出版した（前提事実(2)オ）。

ケ 新日本版について、以下の事実が認められる。（乙13）新日本版は、平成5年10月1日、MMP I新日本版研究会を編者として原告から出版された（前記前提事実(2)エ）。同研究会の代表はDであり、同研究会のメンバーにAは含まれていない。

新日本版の前書きには、旧三京房版は改訂の必要性が痛感されていたこと、Aらは改訂に着手したが完成しなかったこと、Aから依頼を受けて平成2年にMMP I新日本版研究会が旧三京房版の改定作業を引き受けたこと、MMP I新日本版研究会は、より適切な日本語版を作成するという目的からMMP I原版を最も適切と思われる日本語に移して適切な標準化作業を行うという条件の下でこの作業に取り組み、項目の配列順序は旧三京房版を踏襲するがそれ以外の点では全く独自の観点から作業を進め、新日本版を作成したことなどが記載されている。

(3) 以上の事実によれば、Bらは、昭和62年11月7日から昭和63年6月までに間にBら新訳を完成させ、これを前提として、学会での発表を行うと共に標準化作業を進め、平成4年3月25日にBら新訳を掲載した書籍を出版したと認められる。前記前提事実(2)エのとおり、新日本版は平成5年10月1日に出版されたものであるから、Bらが、Bら新訳を作成した昭和62年から昭和63年当時、新日本版に接し、これを用いてBら新訳を作成することは不可能であったといえる。

これに対し、原告は、昭和63年には既に新日本版の第一段階の質問票は完成しており、Bらがこれを参照した可能性がある旨主張するが、MMP I新日本版研究会が旧三共房版の改訂作業を引き受けたのは平成2年であり、同研究会が「MMP I原版を最も適切と思われる日本語に移」す作業を行ったこと（前記(2)ケ）からすれば、昭和63年の段階で新日本版の質問票の質問と同内容の翻訳が完成していたと認めることは困難であるし、また同翻訳が公表され、Bら一般の研究者が参照し得たと認めるに足りる証拠もない。

そして、本件出版物の質問票の質問は、Bら新訳の質問92が「看護婦になりたいと思います。」から「看護師になりたいと思います。」へと変更された

以外は、Bら新訳の質問と同一であるから（甲4の1，乙10，前記(2)ク），本件出版物の質問票の質問が，新日本版の質問票の質問に依拠して作成されたと認めることはできない。なお，本件出版物の質問票の質問と新日本版の質問票の質問は，その内容においてほぼ重なるが，これらはいずれもMMP Iを翻訳したものでその内容が共通することは当然であり，その重なりによって，本件出版物の質問票が新日本版の質問票に依拠して作成されたと認めることはできない。

したがって，本件出版物は新日本版を複製したものであるとは認められず，原告主張の著作権侵害は理由がない。

(4) 原告は，原告が旧三京房版の著作権を有するとも主張するため，本件出版物の質問票が，旧三京房版の質問票を複製したものであるか否かについても検討する。

本件出版物の質問票の質問は，その内容において，旧三京房版の質問票の質問と重なるものもあるが（甲3，乙6，10），これらもいずれもMMP Iを翻訳したものであるから，このことをもって直ちに本件出版物の質問票が旧三京房版の質問票に依拠してこれを複製したものとはいえない。前記(2)で認定したとおり，Bらは，旧三京房版における質問の翻訳に疑問を持ち，独自にMMP Iの英文の翻訳等を行ってBら新訳を完成させたものと認められること，上記各質問票の質問の日本語の表現は同じ英文に対応するものとしてはいずれも相当に違うこと（甲3，乙6，10）などから，本件出版物の質問票の質問が旧三京房版の質問票の質問を複製したものであると認めることはできず，その他，本件出版物が旧三京房版を複製したことを認めるに足りる証拠はない。したがって，本件出版物が旧三京房版を複製したものであるとは認められない。

なお，原告は，原告準備書面におけるMMP Iに関する契約代理部門（サイコロジカルコーポレーション）との間の契約に基づいてAがMMP Iの日本語翻訳版に係る権利を取得した旨の記載は本件の背景事情に関する記載であって請求原因ではないと述べ（第7回弁論準備手続調書），Aが行った翻訳（再翻訳）に基づく権利を主張している。

## 2 結論

よって，その余の争点について判断するまでもなく，原告の請求はいずれも理由がないから，これを棄却することとして，主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. わが国の著作権法は，第1章総則、第2章著作者の権利の次に、第3章著作権（第79条～第88条）の規定を特ににおいて、著作物の出版に関する規定をいろいろ設けているが、その第79条は第1項に「第21条又は第23条1項に規定する権利を有する者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること、または当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、著作権を設定するこ

とができる。」と規定するので、本件にあつては、原告は、MMP I 新日本版研究会が編集した「マニュアル」と英語から日本語に翻訳された「質問票」（新日本版）を出版したといえるのである。

本件出版物には、いずれも英語から日本語に翻訳されたMMP I の質問票が掲載されていたのであった。

2. さて、本件において裁判所は、争点1については事案に鑑み後回しにし、争点2についてまず判断することにしたのであるが、なぜ争点1についてまず検討して判断しなかったのか理解できない。察するに、原告はMMP I マニュアルと質問票についての「新日本版」を出版したことについての出版権を有していたことから、被告による本件出版物に対する出版権侵害行為について検討して判断すればよいと考えたからであろうか。

3. Bらは、日本心理学会第52回大会において、旧三京房版におけるMMP I の質問の翻訳には多数の誤訳などの問題があり、これが日本におけるMMP I が活用されていない原因であるから、MMP I の質問の翻訳と標準化をやり直すべきであると考え、Bがまず翻訳の下訳を作成し、これにEとCとがそれぞれ手を加えた2種類の訂正原稿を比較したが、3名で最終原稿をまとめたと発表した。またBらは、Bら新訳について、標準化作業を継続中であると発表したのである。

また、Bらは昭和62年11月7日から昭和63年6月までにBら新訳を完成させ、これを前提に学会での発表を行うと共に標準化作業を進め、平成4年3月25日にBら新訳を掲載した書籍を出版した、と裁判所は認定したのである。

すると、新日本版は平成5年10月1日の出版であるから、Bらが、Bら新訳を作成した昭和62年から昭和63年当時、新日本版に接し、これを用いてBら新訳を作成することは不可能であった、と裁判所は認定したのである。

4. また原告は、原告が旧三京房版の出版権を有し、本件出版物の質問票が、旧三京房版の質問票を複製したものであるか否かについても検討したところ、質問の内容は重なるものもあるが、いずれもMMP I を翻訳したものであるから、これをもって直ちに本件出版物の質問票が旧三京房の質問票に依拠してこれを複製したものと認めないと認定した。

また、Bらは、旧三京房版における質問の翻訳に疑問を持ち、独自にMMP I の英文の翻訳等を行ってBら新訳を完成させたと認められるし、上記各質問票の質問の日本語の表現は同じ英文に対応するものとしてはいずれも相当に違うことなどから、本件出版物の質問票の質問は旧三京房版の質問票の質問を複製したものとは認められないし、その他、本件出版物が旧三京房版を複製したものであるとは認められない、と裁判所は認定したのである。

5. 総じて、原告の主張に対する被告の反論，立証はそれぞれの確になされたようであるから、翻訳の問題が絡んではいるが、突破することができたようである。

〔牛木 理一〕

## 〔 目 録 〕

- 1 題 号 「MMP I - 1 / MINI / MINI - 1 2 4 ハンドブック  
(改訂版)」  
著作者名 B, C  
発行所名 株式会社筑摩書房  
発行年月日 2017年4月1日
- 2 題 号 「MMP I - 1 性格検査、同回答用マークカード」  
著作者名 B, C  
発行所名 株式会社筑摩書房  
発行年月日 2017年4月1日
- 3 題 号 「MINI 性格検査、同回答用マークカード」  
著作者名 B, C  
発行所名 株式会社筑摩書房  
発行年月日 2017年4月1日
- 4 題 号 「MINI - 1 2 4 性格検査、同回答用マークカード」  
著作者名 B, C  
発行所名 株式会社筑摩書房  
発行年月日 2017年4月1日
- 5 題 号 「MMP I - 1 性格検査自動診断システム」  
著作者名 B・C  
発行所名 株式会社筑摩書房  
発行年月日 2017年4月1日